

外国人学校の処遇改善を求める 国会請願署名

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

請願趣旨

日本には現在、200万人を超える外国人が暮らしており、210校以上の外国人学校があります。外国人たちは自力で学校を運営し、子どもたちに自国の言葉や文化を教えながら、近隣の日本学校、地域住民との相互理解を深めております。また、外国人学校で学んだ子どもたちは、日本の「多文化共生社会」実現のため様々な分野で貢献しております。

しかし、外国人学校に対する日本政府や自治体からの支援は十分でなく、学校経営を寄付に頼らざるを得ない状況です。何より、寄付を集めやすくする税制上の優遇措置は、欧米系のインターナショナルスクールには適用されていますが、朝鮮学校や中華学校などには適用されていません。日本弁護士連合会は2008年3月、日本政府に対して、このような差別的な取扱いを改善し、朝鮮学校などにも税制上優遇措置を適用するよう勧告を出しました。

私たちは、朝鮮学校をはじめとする外国人学校の処遇改善を求め、下記のように請願します。

請願項目

- 朝鮮学校をはじめとする外国人学校に対し、所得税法及び法人税法上の指定寄付金制度を適用すること。
- 朝鮮学校をはじめとする外国人学校を所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人制度の適用対象として取り扱うこと。

名 前	住 所

※この署名は国会の提出以外には使用しません。